

八千代町地域防災計画 資料編

令和7年3月改定

八千代町防災会議

目 次

八千代町防災会議条例	1
八千代町防災会議委員名簿	3
八千代町災害対策本部条例	4
防災関係機関通信連絡一覧表	5
災害時における相互応援等に関する協定一覧表	9
指定避難所・指定緊急避難場所一覧	15
職員動員表-地震災害	18
職員動員表-風水害	19
非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関	20
警察通信設備の使用手続き	20
地震情報の種類と解説	21
火災・災害等即報要領	25
被害状況の判定基準	45
市町村行政機能チェックリスト	48
非常・緊急電報の内容等	49
自衛隊に対する災害派遣要請依頼書	51
自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書	52
茨城県防災ヘリコプター応援要綱	53
茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領	55
茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準	60
臨時ヘリポート一覧	62
緊急通行車両確認証明書等	63
緊急交通路の交通規制標識	65
医療ボランティア一覧	66
予想される相談内容	68
災害救助法による救助の内容	69
被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	75
要配慮者利用施設一覧	76
消防団出動区域	80
広域消防出動区域（第1出動）	81
茨城県震災建築物応急危険度判定要綱	82
災害に係る住家の被害認定フロー	94
罹災台帳様式	102
罹災証明書	104
罹災証明申請書	105
義援金品領収書	106

八千代町防災会議条例

昭和38年3月19日

条例第2号

改正昭和56年3月24日条例第2号

平成9年9月30日条例第16号

平成12年3月9日条例第1号

平成24年9月18日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、八千代町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八千代町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は33名以内とし、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (10) その他特に必要と認め、町長が任命する者
- 6 前項第7号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

八千代町防災会議委員名簿

令和6年10月1日現在

No.	区分	所属	役職
1	会長	八千代町	町長
2	1号委員	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	所長
3		農林水産省関東農政局 茨城県拠点	地方参事官
4	2号委員	茨城県 県西県民センター	センター長
5		茨城県 県西農林事務所	土地改良部門長
6		茨城県 筑西保健所	所長
7		茨城県 常総工事事務所	所長
8		茨城県 境工事事務所	所長
9	3号委員	茨城県 下妻警察署	署長
10	4号委員	八千代町	副町長
11		八千代町	秘書公室長
12		八千代町	総務部長
13		八千代町	町民くらしの部長
14		八千代町	保健福祉部長
15		八千代町	産業建設部長
16		八千代町教育委員会	教育部長
17		八千代町議会事務局	事務局長
18	5号委員	八千代町教育委員会	教育長
19	6号委員	八千代町消防団	団長
20	7号委員	東日本電信電話株式会社	茨城支店長
21		東京電力パワーグリッド株式会社	下館支社長
22		茨城南総土地改良区	理事長
23		八千代町商工会	会長
24		常総ひかり農業協同組合	代表理事組合長
25		吉田用水土地改良区	理事長
26	8号委員	茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
27		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	下妻消防署長
28		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	八千代分署長
29	9号委員	八千代町議会	議長
30		八千代町区長親和会	会長
31		八千代町民生委員・児童委員協議会	会長
32	10号委員	陸上自衛隊古河駐屯地	第1施設団第101施設器材隊長

八千代町災害対策本部条例

昭和38年3月19日

条例第1号

改正 平成24年9月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、

八千代町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

防災関係機関通信連絡一覧表

令和6年4月1日現在

1 八千代町

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
八千代町役場		0296-48-1111		
	消 防 交 通 課	0296-48-1665	0296-48-0161	8-240-8400
	上 下 水 道 課	0296-48-2037	0296-48-3064	
八千代町教育委員会		0296-48-1519	0296-49-3428	
八千代町中央公民館		0296-48-1515	0296-49-3427	
八千代町総合体育館		0296-48-2469	0296-48-4535	
八千代町図書館		0296-48-4646	0296-48-4647	
八千代町歴史民俗資料館		0296-48-0525	0296-48-0525	
八千代町給食センター		0296-48-1149	0296-48-3488	
八千代町保健センター		0296-48-1955	0296-48-0309	
八千代町社会福祉協議会		0296-49-3949	0296-49-3866	

2 茨城県

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
茨城県庁		029-301-1111		
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 (防 災 G)	029-301-2885	029-301-2898	8-100-8401
	防 災 ・ 危 機 管 理 課 (災 害 対 策 室)			8-100-8420 ~8439
	消 防 安 全 課	029-301-2896	029-301-2887	8-100-2896
県西県民センター	県 民 福 祉 課	0296-24-9061	0296-24-2357	8-104-8403
筑西保健所	総 務 課	0296-24-3911	0296-24-3928	8-132-8400
常総工事事務所		0297-42-2621	0297-42-1286	8-112-8400
境工事事務所		0280-87-1233	0280-87-5517	8-113-8400
県西農林事務所		0296-24-9307	0296-22-2681	8-104-8405
流域下水道事務所		029-823-1621	029-823-1626	8-154-8400
県西浄化センター		0296-44-9335	0296-44-9337	8-157-8400
県西水道事務所		0296-37-7402	0296-37-7584	8-167-8400
県西家畜保健衛生所		0296-52-0345	0296-52-4870	8-146-8400
下妻警察署		0296-43-0110		
八千代地区交番		0296-48-0141		

3 近隣自治体

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
下妻市役所	消 防 防 災 課	0296-43-8306	0296-43-4214	8-207-8400
常総市役所	防 災 危 機 管 理 課	0297-39-6000	0297-23-1848	8-208-8400
古河市役所	消 防 防 災 課	0280-76-1511	0280-77-1511	8-203-8400
坂東市役所	交 通 防 災 課	0297-21-2180	0297-35-2140	8-223-8400
猿島郡境町役場	防 災 安 全 課	0280-81-1308	0280-87-5872	8-242-8400
猿島郡五霞町役場	生 活 安 全 課	0280-84-3618	0280-84-1478	8-241-8400
結城市役所	防 災 安 全 課	0296-34-0411	0296-33-1941	8-205-8400
筑西市役所	消 防 防 災 課	0296-24-2132	0296-22-5790	8-222-8400

4 消防関係

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
茨城西南広域市町村圏 事務組合消防本部	総 務 課	0280-47-0124	0280-47-0164	(通信指令課) 8-630-8400
下妻消防署		0296-43-1551	0296-44-6179	
〃 八千代分署		0296-48-1598	0296-48-1526	
古河消防署		0280-47-0119	0280-47-0081	8-630-8401
総和消防署		0280-92-3948	0280-92-3953	
坂東消防署		0297-35-2129	0297-36-0771	
茨城県防災航空隊		029-857-8511	029-857-8501	8-120-8403

5 自衛隊

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
陸上自衛隊 古河駐屯地	第 1 施設団 第 3 科	0280-32-4141 内線 232		

6 指定地方行政機関

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 伊讚出張所 鎌庭出張所		0296-25-2161 0296-28-0742 0297-42-2644	0296-25-2192 0296-28-8617 0297-42-0837	
農林水産省関東農政局 土浦地域センター	総務グループ	029-843-6875	029-843-1411	
気象庁東京管区气象台 水戸地方气象台	防 災 担 当	029-224-1106		
総務省関東総合通信局 無線通信部	陸 上 第 2 課	03-6238-1773	03-6238-1629	
財務省関東財務局 水戸財務事務所		029-221-3188	029-231-6454	
厚生労働省茨城労働局 筑西公共職業安定所 ハローワーク下妻		0296-22-2188 0296-43-3737	0296-25-2664 0296-44-6564	
厚生労働省労働基準局 筑西労働基準監督署		0296-22-4564	0296-22-4580	
経済産業省 関東経済産業局		048-600-0213	048-601-1310	
国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局		029-247-5348 音声ガイダンス「1」	029-248-4773	
国土交通省東京航空局		03-5275-9316	03-3288-8915	

7 指定公共機関及び指定地方公共機関並びに公共団体

機 関 名	課 名	電話番号	F A X 番号	茨 城 県 防 災 電 話 番 号
日本郵便(株)八千代郵便局 下館郵便局		0296-48-0191 0296-22-2200		
日本放送協会 水戸放送局		029-232-9885	029-232-9833	8-855-8400
東日本電信電話(株) 茨城支店		029-232-4825	029-232-4950	8-858-8400
東京電力パワーグリッド (株) 下館支社	古河事務所	0280-67-3101 (古河事務所)	0280-33-2365 (古河事務所)	
日本赤十字社 茨城県支部		029-241-4516	029-241-4714	8-854-8400
(一社) 真壁医師会		0296-24-8788	0296-24-1570	
(一社) 茨城県トラック 協会		029-303-6363	029-243-5936	8-871-8400
(一社) 茨城県高圧ガス 保安協会		029-225-3261	029-225-3257	
(株) 茨城放送		029-244-2160	029-244-4100	
(株) 茨城新聞社		029-239-3001	029-301-0361	
常総ひかり農業協同組合	本 店	0296-30-1211	0296-44-4457	
八千代土地改良区		0296-48-3254		
茨城南総土地改良区		0297-44-2013		
吉田用水土地改良区		0296-48-0029		
山川沼土地改良区		0296-49-0799		
八千代町商工会		0296-49-3232	0296-48-2958	

災害時における相互応援等に関する協定一覧表

令和6年10月1日現在

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
自治体間 (消防)	「茨城県広域消防相互応援協定」 ○茨城県内の市町村、一部事務組合	H元. 4. 1	・ 水火災又は地震等の災害への消防相互応援
自治体間	「災害時等の相互応援に関する協定」 ○茨城県内全市町村	H6. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ・ 被災者の一時受入のための施設の提供 ・ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
自治体間	「災害時における相互応援に関する協定」 ○八千代町・五霞町・境町	H25. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ・ 応急・復旧活動に必要な資機材及び物資の提供 ・ 応急・復旧活動に必要な職員の派遣及び車両等の提供 ・ 被災傷病者の受入れ ・ 児童及び生徒の受入れ ・ 避難が必要な被災者の受入れ ・ 被災者に対する住宅のあっせん ・ ボランティアのあっせん ・ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
自治体間	「災害時等の相互応援に関する協定」 ○茨城県内12町村 (茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町)	H25. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の人員の派遣 ・被災者の一時受入のための施設の提供 ・児童・生徒の受入れ ・ボランティア等の斡旋 ・前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項
自治体間	「茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書」 ○古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	H25. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ボランティアのあっせん ・被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん ・被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん ・原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受け入れるための施設の提供及びあっせん ・前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
自治体間	「交流連携協定並びに災害時における相互応援に関する協定」 ○下妻市、常総市、八千代町	R5. 7. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・市町政の共通課題に係る共同調査・研究に関すること ・市町民の交流促進に関すること ・移住定住促進に向けた情報発信に関すること ・観光・農業振興などに向けた施策推進に関すること ・地域資源の相互活用に関すること ・災害時の相互応援に関すること
緊急救援物資輸送	「災害時における緊急救援物資輸送に関する協定書」 ○社団法人 茨城県トラック協会 常総支部	H24. 11. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送に関し必要な車両及び機材等の出動 ・緊急輸送に関し必要な人材の派遣 ・その他甲（町）が必要と認める業務

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○NPO法人コメリ災害対策センター	H19. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業用品（作業シート、ロープ、土のう袋等） ・日用品等（毛布、タオル、ローソク等） ・水関係（飲料水、水缶） ・冷暖房機器等（大型石油ストーブ、木炭等） ・電気用品等（ライト、懐中電灯、ラジオ等） ・トイレ関係（救急ミニトイレ）
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○株式会社 倉持薬局	H24. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・調達が可能な物資の優先供給
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○セツカートン 株式会社	H24. 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール製品（段ボールシートと段ボールケース） ・段ボール製簡易ベッド ・その他乙の取扱商品
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○株式会社 カスミ	H27. 7. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・調達が可能な物資の優先供給
物資供給	「災害時における物資供給に関する協定書」 ○いばらきコープ生活協同組合	H27. 12. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・炊事用品（鍋、かま、やかん、フライパン等） ・食器類（紙皿、紙コップ、箸、フォーク等） ・日用品（ティッシュペーパー、トイレットペーパー等） ・光熱材料（卓上ガスコンロ、ガスボンベ等） ・食料品（米、菓子パン、食パン、飲料水等）
物資供給	「災害時における物資の調達に関する協定書」 ○茨城県高圧ガス保安協会常総支部	H29. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガス ・その他甲（町）が必要とするもの
応急対策業務	「災害時における応急対策業務に関する協定書」 ○大里産業 株式会社	H23. 5. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・道路交通確保のための障害物の除去作業 ・その他緊急応急作業 ・必要となる建築資材の提供

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
応急対策業務	「災害時における応急対策業務に関する協定書」 ○株式会社 磯建	H24. 1. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急人命救助のための障害物の除去作業 ・ 道路交通確保のための障害物の除去作業 ・ その他緊急応急作業 ・ 必要となる建築資材の提供
応急対策業務	「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書」 ○東京電力パワーグリッド株式会社下館支社	R3. 5. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における情報共有や相互協力 ・ 重要施設の早期停電復旧 ・ 停電復旧作業の支障となる道路啓開や障害物の除去 ・ 所有する施設、駐車場の使用 ・ 平時からの連携
応急対策業務	「災害時における応急対策業務に関する協定」 ○西山運輸機工株式会社	R6. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急応急作業、建築資材の提供
情報交換	「災害時の情報交換に関する協定」 ○国土交通省 関東地方整備局	H23. 2. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時必要とする各種情報の交換
郵便局	「地域における協力に関する協定書」 ○町内郵便局	H30. 4. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の協力（不法投棄、道路異常）
福祉避難所の設置	「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」 ○社会福祉法人 紬会	H30. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所（玉樹）の設置
福祉避難所の設置	「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」 ○社会福祉法人 慈愛会	H30. 1. 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所（錦荘）の設置 <p>※令和元年11月20日に運営法人の変更により、社会福祉法人 筑波記念会と「福祉避難所（フィオーレ）の設置」に係る協定を再締結した</p>

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
福祉避難所の設置	「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」 ○社会福祉法人 共生社	H30. 1. 23	・福祉避難所（あじさい学園、あじさい学園寮）の設置
福祉避難所の設置	「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」 ○医療法人 晴生会	H30. 1. 23	・福祉避難所（葵の園）の設置
避難所の設置	「災害時に学校施設を避難所施設として利用することに関する協定書」 ○八千代高等学校	H30. 9. 1	・一般避難所の設置
避難者受け入れ	「原子力災害における水戸市民の県内広域避難に関する協定書」 ○水戸市	H28. 8. 4	・避難者受け入れ
避難者受け入れ	「原子力災害時におけるいわき市民の広域避難に関する協定」 ○いわき市	H30. 1. 29	・避難者受け入れ
広域避難者の受け入れ	「大規模水害時の広域避難に関する協定書」 ○鬼怒川・小貝川下流域減災対策協議会	R1. 5. 30	・大規模水害時の広域避難者の受け入れ

区分	名称及び締結先	締結日	協定の主な内容
広域避難者の受入れ	「大規模洪水被害における境町民の町外広域避難に関する覚書」 ○境町	R3. 6. 21	・ 水害時の境町民の広域避難者受入れ
施設・敷地の使用	「災害時における施設及び敷地使用に関する協定書」 ○下妻警察署	H29. 12. 25	・ 施設及び敷地の一時使用（図書館）
資機材供給	「災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書」 ○三協フロンテア 株式会社	R1. 5. 8	・ ユニットハウス等（仮設トイレ、事務所）の供給
情報発信	「災害に係る情報発信等に関する協定」 ○ヤフー 株式会社	R1. 10. 1	・ 災害に係る情報発信等の提供
支援協力	「災害時における支援協力に関する協定」 ○茨城県行政書士会	R5. 10. 20	・ 被災者支援相談窓口の開設 ・ 八千代町への茨城県行政書士会々員の派遣 ・ その他八千代町が必要と認める業務
支援協力	「災害時における支援協力に関する協定」 ○茨城県石油業協同組合下妻支部八千代部会	R6. 9. 3	・ 石油類燃料の優先供給及び各事業所における被災者への飲料水やトイレの提供等支援活動
医療救護活動	「災害時の医療救護についての協定」 ○社団法人 真壁郡市医師会	H14. 3. 29	・ 災害時の医療救護活動の実施

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

「避難所等一覧」

令和6年4月1日現在

地区	名称	所在	電話番号	屋内面積	受入人数	適 用
西豊田	東中学校	沼森50	48-0787	3,509㎡	1,063人	耐震（校舎1,846㎡、体育館1,143㎡、柔剣道場520㎡）
	西豊田小学校	太田365	48-0687	2,448㎡	741人	耐震（校舎1,718㎡、体育館730㎡）
安 静	八千代第一中学校	若1808	48-0178	4,812㎡	1,458人	耐震（校舎2,616㎡、体育館1,624㎡、柔剣道場572㎡）
	安静小学校	蒨田820	48-0024	2,393㎡	725人	耐震（校舎1,663㎡、体育館730㎡）
中結城	中結城小学校	菅谷351	48-0322	2,946㎡	892人	耐震（校舎2,216㎡、体育館730㎡）
	総合体育館	菅谷1027	48-2469	2,882㎡	873人	（建築面積3,843㎡×0.75）
	中央公民館	菅谷1027	48-1515	1,787㎡	541人	（建築面積2,383㎡×0.75）
	農村環境改善センター	菅谷898-157	49-3655	747㎡	226人	耐震（建築面積997㎡×0.75）
	体育センター	菅谷882-37	49-2516	3,200㎡	969人	耐震
下結城	八千代高等学校	平塚4824-2	48-1836	7,758㎡	2,350人	耐震（校舎5,761㎡、体育館1,997㎡）
	下結城小学校	平塚3740	48-0019	2,442㎡	740人	耐震（校舎1,712㎡、体育館730㎡）
川 西	川西小学校	久下田440	48-0039	2,068㎡	626人	耐震（校舎1,338㎡、体育館730㎡）
計	12施設			36,992㎡	11,204人	

※受入人数＝屋内面積1人当たり3.3㎡で積算

※各校舎の面積は普通教室と特別教室の合計面積、各体育館は建築面積を適用

「福祉避難所一覧」

地 区	名 称	所 在	電話番号	備 考
安 静	特別養護老人ホーム フィオーレ	栗山229-1	49-2966	締結年月日：平成30年1月23日
中結城	特別養護老人ホーム 玉 樹	菅谷1021-1	49-3886	締結年月日：平成30年1月23日
下結城	あじさい学園寮	平塚4799-1	48-3880	締結年月日：平成30年1月23日
	あじさい学園八千代	平塚4753	48-3882	締結年月日：平成30年1月23日
川 西	介護老人保健施設 葵の園・八千代	新井115-1	30-3700	締結年月日：平成30年1月23日
計	5施設			

「指定緊急避難場所一覧」

地 区	名 称	所在	屋外面積	受入人数	適 用
西豊田	東中学校グラウンド	沼森50	26,885㎡	13,442人	グラウンド面積
	西豊田小学校グラウンド	太田365	13,126㎡	6,563人	グラウンド面積
	栗野運動公園	栗野291-2	10,260㎡	5,130人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	貝谷運動公園	貝谷37	11,217㎡	5,608人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
安 静	八千代第一中学校グラウンド	若1808	39,167㎡	19,583人	グラウンド面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	安静小学校グラウンド	露田820	10,100㎡	5,050人	グラウンド面積
	東露田運動公園	東露田241-1	15,413㎡	7,706人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
中結城	中結城小学校グラウンド	菅谷351	15,533㎡	7,766人	グラウンド面積
	町民公園	菅谷883-1	81,413㎡	40,706人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	中結城地区公園	菅谷35	43,945㎡	21,972人	敷地面積【防災ヘリ緊急離着陸場】
	中結城北部地区運動広場	西大山313-2	3,350㎡	1,675人	敷地面積
下結城	八千代高等学校グラウンド	平塚4824-2	39,214㎡	19,607人	グラウンド面積
	下結城小学校グラウンド	平塚3740	10,344㎡	5,172人	グラウンド面積
	下結城地区公園	平塚2175-1	10,273㎡	5,136人	敷地面積
川 西	川西小学校グラウンド	久下田440	14,955㎡	7,477人	グラウンド面積
	川西地区運動広場	新井428	10,000㎡	5,000人	敷地面積
	クリーンパーク・きぬ	大渡戸390	14,945㎡	7,472人	敷地面積
計	計17施設		370,140㎡	185,065人	

※受入人数＝屋外面積1人当たり2㎡で積算

職員動員表-地震災害

令和6年4月1日現在

部隊名 (部隊長)	班名	課 ◎班長、 ○副班長	連絡体制	警戒体制	非常体制	
			連絡配備	警戒配備	第1配備	非常配備
本部事務局		消防交通課	課長及び係員	全職員	全職員	全職員
総務部隊 (秘書公室長) (議会事務局長)	総務班	◎総務課	—	係長以上	全職員	全職員
		議会事務局	—	係長以上	全職員	全職員
	広報記録班	◎秘書課	—	係長以上	全職員	全職員
		○まちづくり推進課		係長以上	全職員	全職員
		◎財務課	—	係長以上	全職員	全職員
財務班	○会計課	—	係長以上	全職員	全職員	
民生部隊 (保健福祉部長) (町民くらしの部長)	救護救援班	◎福祉介護課	—	係長以上	全職員	全職員
		○こども家庭課	—	係長以上	全職員	全職員
		○健康増進課	—	係長以上	全職員	全職員
		○国保年金課	—	係長以上	全職員	全職員
		学校教育課 (学校給食センター係)	—	係長以上	全職員	全職員
	住民対策班	◎戸籍住民課	—	係長以上	全職員	全職員
	調査班	◎税務課	—	係長以上	全職員	全職員
	環境対策班	◎環境対策課	—	係長以上	全職員	全職員
建設農政部隊 (産業建設部長)	土木対策班	◎都市建設課	課長及び係員	係長以上	全職員	全職員
	上下水道班	◎上下水道課	課長及び係員	係長以上	全職員	全職員
	農業班	◎農政課	—	係長以上	全職員	全職員
		○産業振興課	—	係長以上	全職員	全職員
○農委事務局	—	係長以上	全職員	全職員		
教育部隊 (教育部長)	学校管理班	◎学校教育課	—	係長以上	全職員	全職員
		各小中学校	—	別途計画	別途計画	別途計画
	社会教育班	◎生涯学習課	—	係長以上	全職員	全職員
		○スポーツ振興課	—	係長以上	全職員	全職員
消防部隊 (消防団長)	消防班	八千代町消防団 ◎副団長 ○本部付分団長	—	別途計画	別途計画	別途計画

(注) ・非常体制で全職員が配備されている場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。
 ・動員数はあくまでも目安であり、災害の状況・予想される災害対策等を想定し増減するものとする。

職員動員表-風水害

令和6年4月1日現在

部隊名 (部隊長)	班名	課 ◎班長、 ○副班長	連絡体制	警戒体制	非常体制	
			連絡配備	警戒配備	第1配備	非常配備
本部事務局		消防交通課	課長及び係員	全職員	全職員	全職員
総務部隊 (秘書公室長) (議会事務局長)	総務班	◎総務課	—	係長以上	全職員	全職員
		議会事務局	—	係長以上	全職員	全職員
	広報記録班	◎秘書課	—	係長以上	全職員	全職員
		○まちづくり推進課	—	係長以上	全職員	全職員
	財務班	◎財務課	—	係長以上	全職員	全職員
○会計課		—	係長以上	全職員	全職員	
民生部隊 (保健福祉部長) (町民くらしの部長)	救護救援班	◎福祉介護課	—	係長以上	全職員	全職員
		○こども家庭課	—	係長以上	全職員	全職員
		○健康増進課	—	係長以上	全職員	全職員
		○国保年金課	—	係長以上	全職員	全職員
		学校教育課 (学校給食センター係)	—	係長以上	全職員	全職員
	住民対策班	◎戸籍住民課	—	係長以上	全職員	全職員
	調査班	◎税務課	—	係長以上	全職員	全職員
環境対策班	◎環境対策課	—	係長以上	全職員	全職員	
建設農政部隊 (産業建設部長)	土木対策班	◎都市建設課	課長及び係員	係長以上	全職員	全職員
	上下水道班	◎上下水道課	—	係長以上	全職員	全職員
	農業班	◎農政課	—	係長以上	全職員	全職員
		○産業振興課	—	係長以上	全職員	全職員
教育部隊 (教育部長)	学校管理班	◎学校教育課	—	係長以上	全職員	全職員
		各小中学校	—	別途計画	別途計画	別途計画
	社会教育班	◎生涯学習課	—	係長以上	全職員	全職員
		○スポーツ振興課	—	係長以上	全職員	全職員
消防部隊 (消防団長)	消防班	八千代町消防団 ◎副団長 ○本部付分団長	—	別途計画	別途計画	別途計画

(注)・非常全職員体制で配備の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

・動員数はあくまでも目安であり、災害の状況・予想される災害対策等を想定し増減するものとする。

非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
国土交通省下館河川事務所	管理課	筑西市二木成1753 0296 (25) 2169	308-0841

警察通信設備の使用手続き

警 察 電 話 使 用 申 込 書	
使 用 の 理 由	
通 信 事 項	
発 信 者 名 住所及び 電話番号	
着 信 者 名 住所及び 電話番号	
処 置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日
 茨城県警察本部長
 殿
 (〇〇警察署長)

八千代町総務部長 氏 名

印

(注) 本申込書は正、副の複写とし、総務部長氏名印は正のみとする。

地震情報の種類と解説

1 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。

「南海トラフ地震に関する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件」

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合※4
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震である。

その中で、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合、気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

当該情報が発表された場合には、先発地震発生後1週間の間は、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、県及び町は住民に対して防災対応についての呼びかけを行う。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報の名称及び発表条件」

情報名	情報発表条件
北海道・三陸沖後発地震注意情報	○北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合 ○想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものであると評価された場合

3 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	○地震発生約1分30秒後に、震度3以上を観測した地域名（八千代町は、茨城県南部）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ○「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）を発表 ○震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	○顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	○観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	○高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	○地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、

この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国

的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

- イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
- ア 死者3人以上生じた火災
- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
- a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
- (ア) 発見及び通報の状況
- (イ) 延焼拡大の理由
- a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
- (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- (エ) り災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
- (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※ 必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名 ※特定の事故を除く	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 庄 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重傷 人				
		中等傷 人				
		軽傷 人				
建物の概要	構造	建築面積			㎡	
	階層	延べ面積			㎡	
焼損程度	全焼 棟 損傷 半焼 棟 棟数 部分焼 棟 ぼや 棟	計 棟	焼 損 面 積		建物焼損床面積	㎡
					建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス		物質名			
	4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他()					
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の区				
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重傷 人(人) 中等傷 人(人) 軽傷 人(人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)		台	
			消防団		台	
			消防防災ヘリコプター		機	
		海上保安庁		人		
		自衛隊		人		
		その他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等 人 (人)	
	計 人	重 傷 人 (人) 中等傷 人 (人) 軽 傷 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)	世帯	救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第 4 号様式（その 1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害 関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部 破損		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

被害状況の判定基準

被害区分		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑のある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積70%以上に達したものの、又は住家の主要要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものである。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみを記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供されている建物とする。
	その他	公共の建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		判定基準等
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教養の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくは、その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは、沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに処理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多い時点における戸数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水している時点における戸数とする。	
ガス	ガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	

被害区分		判定基準等
その他の	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	公立文教施設	公共の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。
その他	参考になる事項	

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>茨城県防災・危機管理課 (FAX 029-301-2898 TEL 029-301-2885)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 _____
災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

1. トップマネジメントが機能しているか はい いいえ
- ①市町村長の安否は確認できたか はい いいえ
 (市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 _____)
- ②災害対策本部会議を定期的で開催しているか はい いいえ
- ③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか はい いいえ
- ④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等) はい いいえ
- ⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか はい いいえ
- ①職員は業務等を担うために適切に参集しているか はい いいえ
 (職員の参集状況約 _____ % (業務等実施予定職員約 _____ 名中約 _____ 名参集))
- ②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか はい いいえ
- ③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか はい いいえ
- ①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか はい いいえ
- ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか はい いいえ
- ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか はい いいえ
 (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)
- ④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

非常・緊急電報の内容等

区分	電報の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保の関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

区分	電報の内容	機関等
緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。）相互間

自衛隊に対する災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分
至 令和 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 市 町
県
郡 村
- (2) 活動内容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書

文 書 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めるときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災への応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災への応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び茨城県防災ヘリコプター応援要綱（以下「応援要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合）

- (3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。

（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、応援要綱に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が運航管理責任者に行う。

- 2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

- 2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害等速報(様式第2号)により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式任意)により、その旨報告するものとする。

(付則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書

消 防 覚 知	年 月 日 () 時 分
要 請 機 関 名	TEL 発信者
災 害 内 容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災防御 (4) 災害応急 (調査・広報) (5) その他
通 報 内 容	
航空隊に要請する 活 動 内 容	
発 生 時 間	年 月 日 () 時 分
発 生 場 所	八千代町 地内 (目標) (座標) ※世界測地系 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒
緊 急 離 着 陸 場	消防無線 (主運用波 5、統制波 1、統制波 2、統制波 3) 現場指揮呼出 () 緊急離着陸場呼出 () 携帯電話
現場との連絡手段	所属・職氏名
現 場 指 揮 者	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
現地の気象状況	
その他必要事項	※災害概要、活動状況、活動方針、水利、受入体制、要救助者人数、状態等を記載 ※現場詳細図等、必要に応じ図面を添付すること
	受信者

茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117
 F A X 029-857-8501
 防災 F A X 8-620-300

(午後 5 時 15 分～翌朝 8 時 30 分迄の要請)

防災・危機管理部 防災・危機管理課 029-301-2879
 F A X 029-301-2898
 防災 F A X 8-600-8300

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重	
		氏名		年齢	歳	性別		体重	
	症状・状態								
	離着陸場	搬送元				搬送先			
	同乗者	医師	氏名				体重		
			氏名				体重		
			氏名				体重		
	搬送先医療機関	所在地 名称 連絡先	TEL 担当者						
	搬送先医療機関 管轄消防本部				無線呼出				
	搬送先緊急離着陸場				支援隊無線呼出				
搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先	TEL 担当者								

必要資器材	※積載する機材の数量・大きさ・重量・電源（口数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載 仕様が分かる図面があれば添付
その他必要事項	

災害等速報

1 要請活動種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急 (調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
2 要請者			
3 発生場所			
4 発生日時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 ()	要請 方法	電話・FAX その他 ()
5 事故概要			
6 死傷者等	死者 (性別・年齢) 計 名	負傷者等 うち重症 名 中等症 名 軽症 名	
	行方不明 名		
7 要救護者数 (見込み)		救助人員 名	
8 活動状況			
9 その他 参考事項			
報告者氏名		活動従事者	

茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療器材等の輸送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路上からの傷病者の搬送

高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車で収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他の救急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、湖沼、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他救急救助活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救護物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他、災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災又は爆発事故等が発生し、延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査若しくは情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

臨時へリポート一覧

令和6年3月1日現在

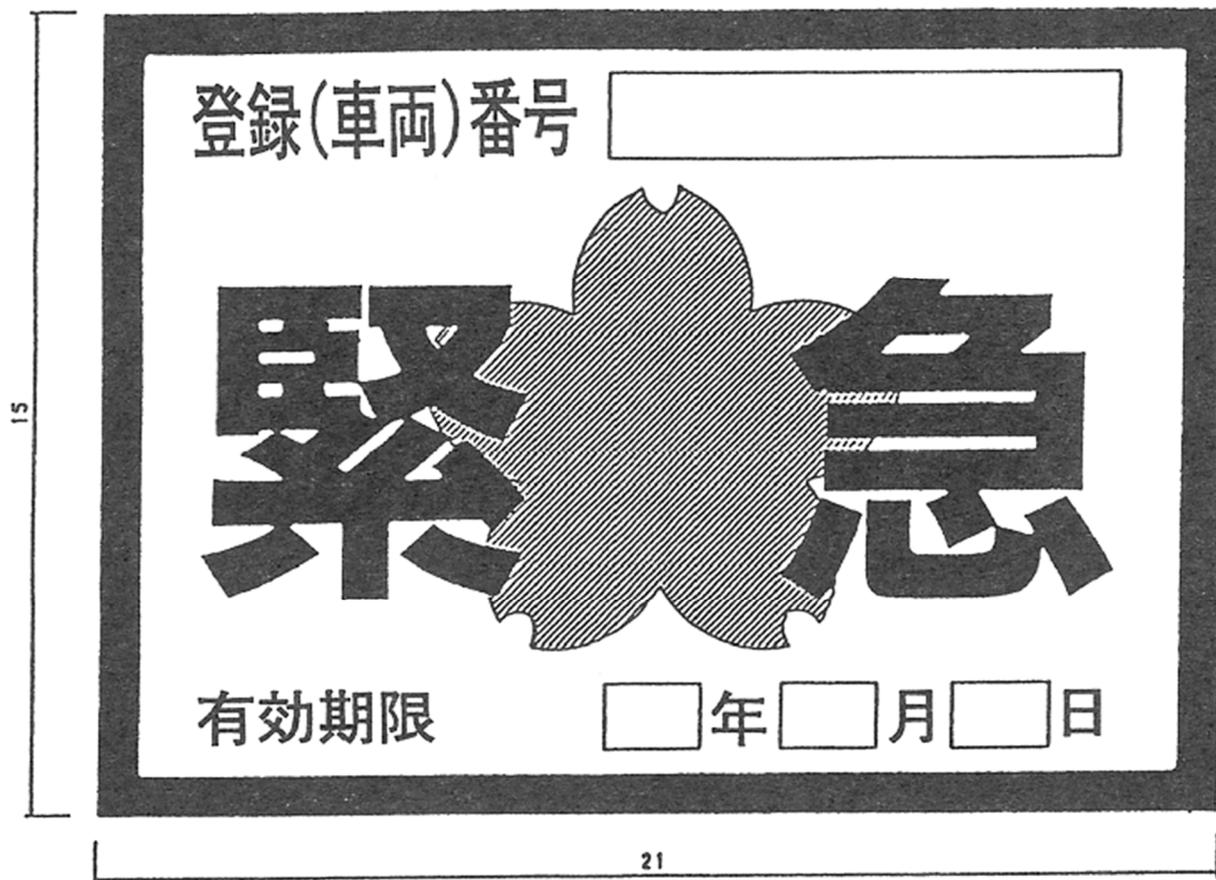
所在地	名称	土地の状況	管理者
八千代町菅谷833-1	八千代町民公園	芝地	八千代町
八千代町栗野291-2	栗野運動公園	芝地	〃
八千代町東落田241-1	東落田運動公園	芝地	〃
八千代町貝谷37	貝谷運動公園	土	〃
八千代町菅谷35	中結城地区公園	芝地	〃

緊急通行車両確認証明書等

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		茨 城 県 知 事  茨 城 県 公 安 委 員 会 
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

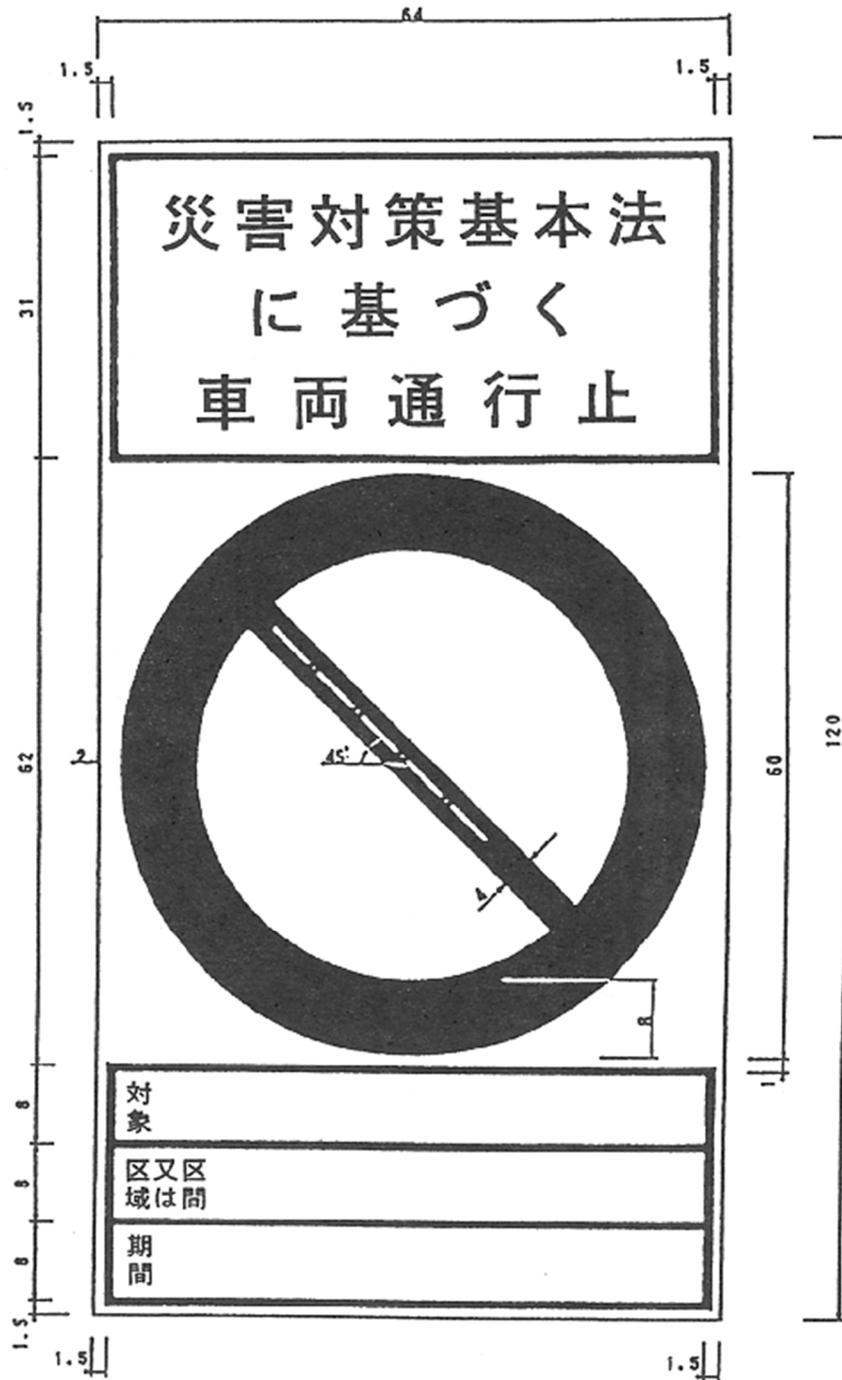
備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

【緊急輸送車両標章】



- 備考1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急交通路の交通規制標識



- 備考1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

医療ボランティア一覧

- ① 医師
 - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
 - イ 被災地の医療機関において診療を行う。
 - ウ 後方医療施設において診療を行う。
 - エ 避難所等を巡回し診察等を行う。
 - オ 遺体の検案を行う。
 - ※ 精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当
- ② 看護師
 - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
 - イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。
 - ウ 後方医療施設において診療補助を行う。
 - エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。
- ③ 臨床検査技師
 - ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。
 - イ 後方医療施設において臨床検査を行う。
 - ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。
- ④ 診療放射線技師
 - ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
 - イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。
- ⑤ 理学療法士
 - ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において理学療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。
- ⑥ 作業療法士
 - ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
 - イ 後方医療施設等において作業療法を行う。
 - ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。
- ⑦ 薬剤師
 - ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
 - イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
 - ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
 - エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
 - オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
 - カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
- ⑧ 保健師
 - 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。

- ⑨ 助産師
避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- ⑩ 栄養士
避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
- ⑪ 歯科医師
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
- ⑫ 歯科衛生士
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
- ⑬ 歯科技工士
避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。
- ⑭ 精神保健福祉士
被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。
- ⑮ 臨床心理士
ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。
イ 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。
ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。
- ⑯ あん摩マッサージ指圧師
避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
- ⑰ はり師
避難所等において、はりの施術を行う。
- ⑱ きゅう師
避難所等において、きゅうの施術を行う。

予想される相談内容

項 目	内 容
①生命保険、損害保険	支払い条件等
②家電製品	感電、発火等の二次災害
③法律相談	借地借家契約、マンション修復、損害補償等
④心の悩み	恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等
⑤外国人	安否確認、震災関連情報等
⑥女性	避難生活での困りごと等
⑦住宅	仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事
⑧雇用、労働	失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等
⑨消費	物価、必需品の入手
⑩教育	学校
⑪福祉	障がい者、高齢者、児童等
⑫医療・衛生	医療、薬、風呂
⑬廃棄物	ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体
⑭金融	融資、税の減免
⑮ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、電話、交通
⑯手続	罹災証明、死亡認定等
⑰複合災害に関する相談	例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等

災害救助法による救助の内容

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要配慮者等を受入れする「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込。税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に協議を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 基本額 1戸あたり6,883,000円以内 3 建設型応急仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として基本額以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急仮設住宅 1 規模 建設型応急仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		2 下記金額の範囲内							
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏季	円 19,800	円 25,400	円 37,700	円 45,000	円 57,000	円 8,300
			冬季	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800		
	冬季	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500円	災害発生の日から10日以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり ○大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ○半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (国の災害対策本部が設置された災害においては、6カ月以内)	
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1件当たり 30,000円 2 就職支度費 1件当たり 15,000円	1月以内	1 貸与期間 2年以内 2 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒	1 小学校児童及び中学校生徒は、教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。高等学校生徒は、正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 : 5,200円 中学校生徒 : 5,500円 高等学校生徒 : 6,000円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) : 226,100円 小人 : 180,800円	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗淨、消毒、縫合等) 1 体当り3,600円以内 (一時保存) ○既存建物借上げ費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当り5,700円以内 救護班以外の検案は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域にける通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当り 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	茨城県災害救助法施行細則により定める額 1人1日当り 医師及び歯科医師 22,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,400円以内 救急救命士 15,300円以内 土木技術及び建築技術者 16,100円以内 大工 28,100円以内 左官 28,700円以内 とび職 28,200円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全壊 世帯数	半壊 世帯数	床上浸水 世帯数	備考
	人	世帯	世帯	世帯	
合計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、第3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

要配慮者利用施設一覧

令和7年3月1日現在

1 認定こども園

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	認定こども園八千代中央幼稚園	菅谷1137-2	48-2511	
			48-2511	
2	認定こども園八千代ひかり幼稚園	西大山628-15	48-2535	洪水浸水想定区域
			48-4168	
3	認定こども園たちばな幼稚園	高崎1068-4	48-0254	洪水浸水想定区域
			30-2080	
4	認定こども園さわきこども園	菅谷898-38	48-1883	
			48-1854	
5	認定こども園八千代保育園	沼森1132	48-0668	洪水浸水想定区域
			30-2055	

2 保育園

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	安静保育園※	露田 728	48-2295	
			48-2295	
2	中結城保育園	佐野 1455	48-0173	洪水浸水想定区域
			30-4113	
3	ひかり保育園	平塚 3760-2	48-0102	
			48-4621	
4	みどりが丘保育園	高崎 1069-1	48-0804	洪水浸水想定区域
			30-2080	

※令和7年4月1日より、認定こども園「安静こども園（仮）」に変更予定

3 障害者施設

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	あじさい学園寮(入所・短期入所施設)	平塚4799-1	48-3880	
			48-3881	
2	あじさい学園八千代(通所支援)	平塚4753	48-3882	
			48-3908	
3	あじさいホーム(共同生活)	平塚4799-1	48-2924	
			48-2924	
4	ベルあじさい学園(通所支援)	平塚4800-6	48-9231	
			48-9232	
5	BICMAMA ファミリア(通所支援)	東原154-1	48-2983	
			48-2771	
6	多機能型事業所meme(通所支援)	若1281-7	47-5885	
			47-6435	
7	SHIBAまごころデイサービスシニアクラブ(通所支援)	高崎955-1	45-7177	洪水浸水想定区域
			45-7178	
8	SHIBAまごころデイサービス・キッズ(通所支援)	大渡戸166-2	49-6887	洪水浸水想定区域
			49-6888	
9	エフピコ愛パック株式会社茨城工場(通所支援)	平塚4558-1	30-3174	
			30-3175	

4 介護施設

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	特別養護老人ホーム フィオーレ	栗山229-1	49-2966	
			49-3247	
2	特別養護老人ホーム 玉樹	菅谷1021-1	49-3886	
			49-2987	
3	グループホーム えがお	落田161-10	48-3915	
			30-2161	
4	グループホーム 樂樂(らんらん)	菅谷1143-1	30-2222	
			48-3800	
5	小規模多機能型居宅介護 なごみ苑	村貫111-3	30-3753	
			49-1731	
6	介護老人保健施設 葵の園・八千代	新井115-1	30-3700	洪水浸水想定区域
			30-3003	
7	プライエいつき通所介護事業所 (通所介護)	兵庫472-3	30-2217	洪水浸水想定区域
			30-2217	
8	あいざわケアステーション 元気 ハウス(通所介護)	村貫17-1	48-8662	
			48-8803	
9	ケアサービスひなた(通所介護)	菅谷2126	30-2660	洪水浸水想定区域
			30-2661	
10	なかよし家族(通所介護)	大里9-1	54-6511	洪水浸水想定区域
			54-6588	
11	デイサービスセンターじゅげむ (通所介護)	菅谷1021-1	49-3886	
			49-2987	

5 医療施設（有床施設）

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	八千代病院	栗山 238	48-1181	病床数55床 OK
			49-3678	

6 医療施設（診療所等）

No.	施設名	所在地	電話番号	備考
			F A X	
1	菊山医院	高崎 1073	48-1294	洪水浸水想定区域
			-	
2	茨城西南医療センター病院 付属 八千代診療所	菅谷 1170-1	48-2001	
			-	
3	佐々木整形外科	菅谷 1065-2	30-2424	
			-	

消防団出動区域

令和7年3月1日現在

分団名	町内管轄区域 (大字区分)	隣接市町村応援出動		
		第1出動	第2出動	第3出動
第1分団	仁江戸、栗野、片角 中野、荻橋、東大山	下妻市 (村岡、別府)	下妻市 (旧千代川村)	
第2分団	太田、若、沼森、貝谷 川尻、今里、本郷	下妻市 (長塚、中居指、今 泉)	下妻市全域	
第3分団	佐野、瀬戸井、西大山 塩本、下山川、粕礼	古河市(間中橋) 結城市(山川、江川)	古河市(旧三和町)	古河市
第4分団	安静地区全域	常総市(崎房、馬場)	坂東市(旧岩井市) 常総市(旧石下町)	
第5分団	下結城地区全域	古河市(長左エ門) 坂東市(川端、砂崎)	古河市(旧三和町) 坂東市(旧猿島町)	境 町 五霞町
第6分団	川西地区全域	下妻市 (尻手、渋井、平方) 結城市(山川)		
第7分団	兵庫、菅谷、成田 大戸新田		下妻市全域、 坂東市全域 常総市(旧石下町) 古河市(旧三和町)	古河市 境 町 五霞町

第1出動：通常時における出動。

第2出動：非常火災時における出動。

第3出動：大規模火災時における出動。

広域消防出動区域（第1出動）

令和7年3月1日現在

出動指定区域 (大字区分)	八千代 分署	下妻 消防署	千代川 分署	石下 分署	三和 分署	猿島 分署
若。 佐野、瀬戸井、兵庫、菅谷、東原 大戸新田、成田、西大山、塩本 下山川、粕礼。 水口、松本。 村貫。 久下田、新井、八町、袋、野爪 坪井、高崎、大渡戸、大里、小屋。	○	○			○	
仁江戸、栗野、片角、中野、苅橋 東大山、太田、沼森、貝谷、川尻 今里。 踏田、東踏田、栗山、新地、福岡 栗山、新地新田。	○	○	○			
尾崎、大間木、芦ヶ谷、芦ヶ谷新田 磯。	○		○			○
平塚。	○				○	○

茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

〔茨城県土木部
都市局建築指導課〕

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この茨城県震災建築物応急危険度判定要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

(2) 応急危険度判定士

前号の判定義務に従事するものとして知事が定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は判定士と判定コーディネーターの両方を意味する。

(3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

(4) 判定実施班

危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は市町村の災害対策本部の下に組織される危険度判定を実施するための部署をいう。

(5) 判定支援班

危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第3 判定の実施

1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。

2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第4 判定実施の決定

- 1 判定の実施を決定するのは被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。
- 2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。
- 3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5弱」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状によって設定することとする。
- 4 各市町村は、予め判定の所管部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。
- 5 判定の所管部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。
- 6 被災市町村の災害対策本部長は、判定の所管部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。
- 7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

第5 判定実施班の設置

- 1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部のもとに判定実施班を設置する。
- 2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、判定拠点という）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。
- 3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。
- 4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問い合わせ窓口等とする。

第6 判定実施に関わる県と市町村との連携等

- 1 被災市町村の判定実施班の長は、判定実施班及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市整備局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。
- 2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第7 判定対象区域、対象建築物等の決定基準

- 1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定対象とする区域を決定する。

- 2 判定実施班は、判定対象区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断できる場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。
- 3 判定対象区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。
- 4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。
- 5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

- 1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。
- 2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。
- 3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。
- 4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。
- 5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。
- 6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、県災害対策本部の土木部に設置された判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。
- 7 判定実施班の長は判定支援班長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第4号）する。
- 8 判定支援班長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班より支援要請を受けた判定支援班は、県において育成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定資機材のリストを受け取る。

4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。

2 各グループ長・副グループ長は各グループの判定士に対して判定資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。

3 各判定士は判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。

4 判定士は判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。

5 判定は2人1組にて行う。

6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。

7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。

2 判定士は判定ステッカー上に、判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。

3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。

2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。

3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

第13 判定士等の養成、登録

1 県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

(2) 建築基準法施行規則第6条の6に規定する特定建築物調査員（同項第3号に掲げる者を除く）

(3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者

2 県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として応急危険度判定士台帳に登録を行う。

3 県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。

4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達、備蓄

1 判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。

2 判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。

3 判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。

4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。

5 判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。

6 県は県内の市町村と協力して、判定活動に必要となる判定用資材の備蓄を行うこととする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。

7 県が備蓄する判定用資機材は、必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

（一社）茨城県建築士会、（一社）茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第 17 判定活動における補償

県は市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

附則

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日より適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 6 月 6 日より適用する。

附則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日より適用する。

附則

この要綱は、令和 5 年 10 月 5 日より適用する

(別紙)

判定用資機材一覧表

区分	判定用資機材	準備者			備考
		判定 実施班	判定 支援班	判定士	
A	★登録証		○		判定士が携帯
	★腕章		○		
	★判定調査表	○	△		
	★判定ステッカー	○	△		
	★判定マニュアル（判定士手帳）		○		
	★ヘルメット用シール		○		
	ヘルメット			○	
	判定街区マップ	○			県・市町村にて分散保管
	筆記用具			○	
	下げ降り		○		
	クラックスケール		○		
	ガムテープ	○			
	雨具（ビニール合羽）※			○	
	防寒具（ジャンパー、ミニカイロ）※			○	
	水筒※			○	
マスク※			○		
B	バインダー（台紙）	○			
	コンベックス			○	
	軍手			○	
	携帯電話	○	○	○	それぞれ協力して用意
	ナップザック			○	
C	ハンマー（打診器）			○	
	双眼鏡		○		
	ペンライト			○	
	ホイッスル			○	
	ポケットカメラ			○	
	コンパス（方位磁石）			○	

注) ★印は、全国的に様式統一を図るもの。

区分A：応急危険度判定時に最低必要なもの

B：判定時にあった方がよいもの

C：判定時にできればあると便利なもの

※印は、状況によって必要ない場合もある。

△印は、従として準備する。

(様式第 1 号)

判定の実施決定に関する連絡書

発信日時	年 月 日 時 分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">八千代町災害対策本部長</p> <p>八千代町では、 年 月 日() 時 分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。 そのため、 年 月 日 時 分、八千代町において、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。 なお、判定実施班及び判定拠点を設置については、追って連絡します。</p>	
<p>被害情報</p> <ul style="list-style-type: none">①公共施設の状況②建築物の倒壊の状況③火災の状況④その他の被害の状況	
<p>連絡事項</p>	
<p>連絡先</p>	

(様式第2号)

判定実施班及び判定拠点の設置連絡書

発信日時	年	月	日	時	分
<p>茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿</p> <p style="text-align: right;">八千代町災害対策本部 判定実施班長</p> <p>八千代町では、 年 月 日() 時 分頃に発生した地震により、多くの建築物に被害が出ている模様です。</p> <p>そのため、災害対策本部に下記のとおり判定実施班及び判定拠点を設置し、応急危険度判定を行うこととしたので連絡します。</p> <p>なお、応急危険度判定士の派遣については、追って要請を行う予定です。</p>					
被害情報 ①公共施設の状況 ②建築物の倒壊の状況 ③火災の状況 ④その他の被害の状況					
判定実施班の設置 設置時刻 時 分 設置場所					
判定拠点の設置 設置場所					
連絡先					

(様式第3号)

応急危険度判定支援 要請書 (第 次)

発信日時	年 月 日 時 分
<p>茨城県知事殿 (県災害対策本部長)</p> <p style="text-align: right;">八千代町災害対策本長</p> <p>八千代町では、年 月 日() 時 分頃に発生した地震により、約 棟の建築物に被害が出ている模様です。 そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を 月 日から 月 日まで実施する予定です。 については、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。</p>	
判定士派遣要請期間	月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)
要請判定士人数	人/日 (延べ 人)
要請判定コーディネーター人数	人/日 (延べ 人)
連絡先	

(様式第4号)

応急危険度判定支援 要請書 (第 次)

発信日時	年 月 日 時 分		
茨城県災害対策本部 判定支援班長 殿			
八千代町災害対策本部 判定実施班長			
八千代町では、年 月 日 () 時 分頃に発生した地震により、約 棟の建築物に被害が出ている模様です。			
そのため、災害対策本部に判定実施班を設置し、応急危険度判定を 月 日から 月 日まで実施する予定です。			
ついては、下記のとおり応急危険度判定の支援を要請します。			
判定士派遣要請期間	月 日から 日間 (これ以降は改めて要請することとします。)		
要請判定士人数	人/日 (延べ 人)		
要請判定コーディネーター人数	人/日 (延べ 人)		
判定調査表	木造 枚	R C 枚	S 造 枚
ステッカー	危険 枚	要注意 枚	調査済 枚
昼食準備	派遣側	人 (延べ 人)	
	依頼側	人 (延べ 人)	
宿泊手配	派遣側	人 (延べ 人)	
	依頼側	人 (延べ 人)	
参加日時	月 日 時		
参加場所			
移動手段			
移動ルート			
連絡先			

(別紙)

判定用資機材一覧表

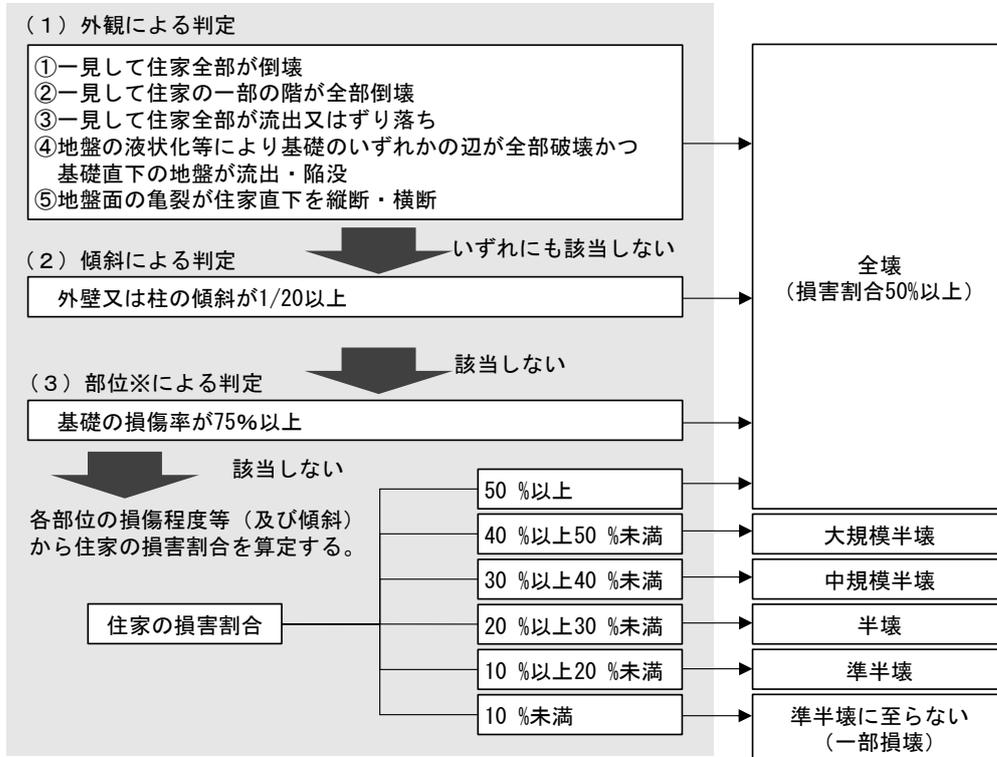
判定用資機材（備蓄用）	備蓄先	
	県（判定支援班）	市町村（判定実施班）
腕章	○	
判定調査表	△	○
判定ステッカー	△	○
ヘルメット用シール	○	
判定街区マップ		○
下げ降り	○	
クラックスケール	○	
クラックスケール		○

※△：従として備蓄する。

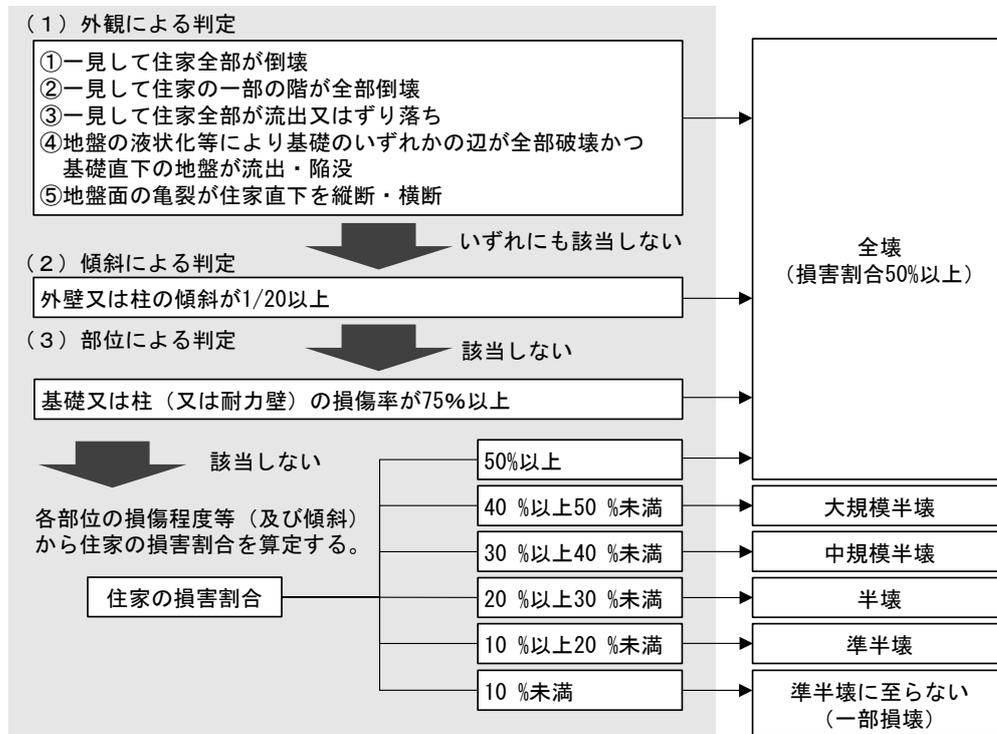
災害に係る住家の被害認定フロー

1 地震による被害（木造・プレハブ）

【第1次調査】



【第2次調査】

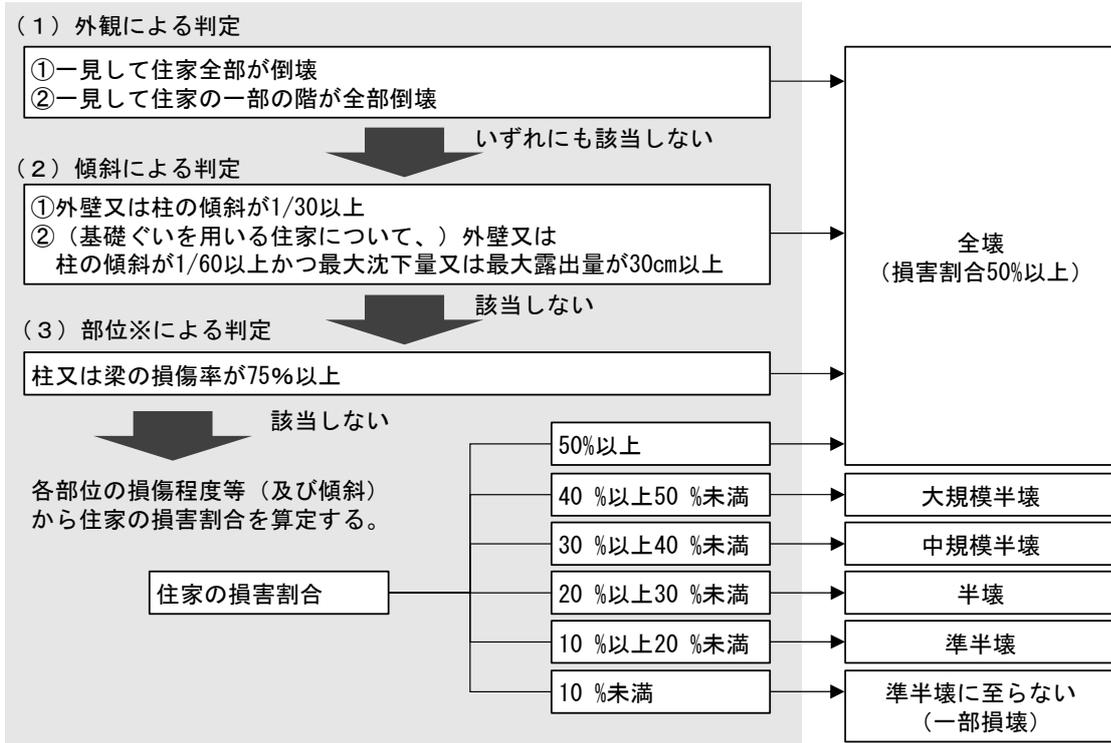


【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

2 地震による被害（非木造）

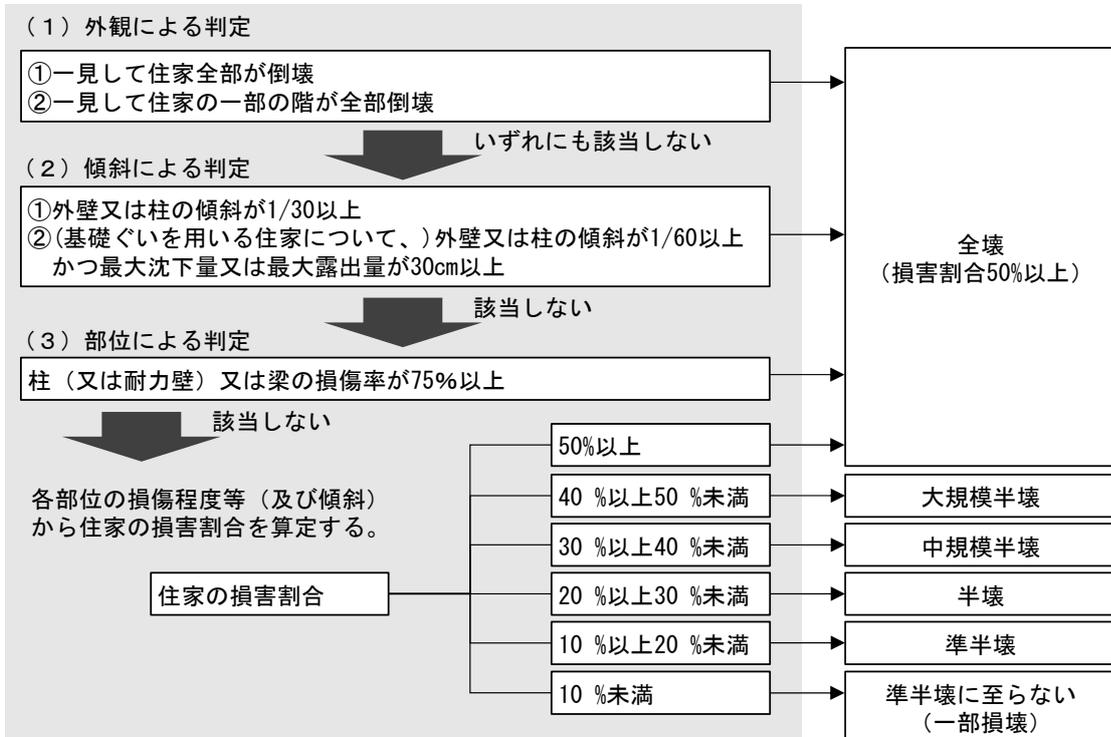
【第1次調査】



被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、柱（又は梁）並びに雑壁・仕上等又は外壁及び設備等（外部階段を含む）とする。

【第2次調査】



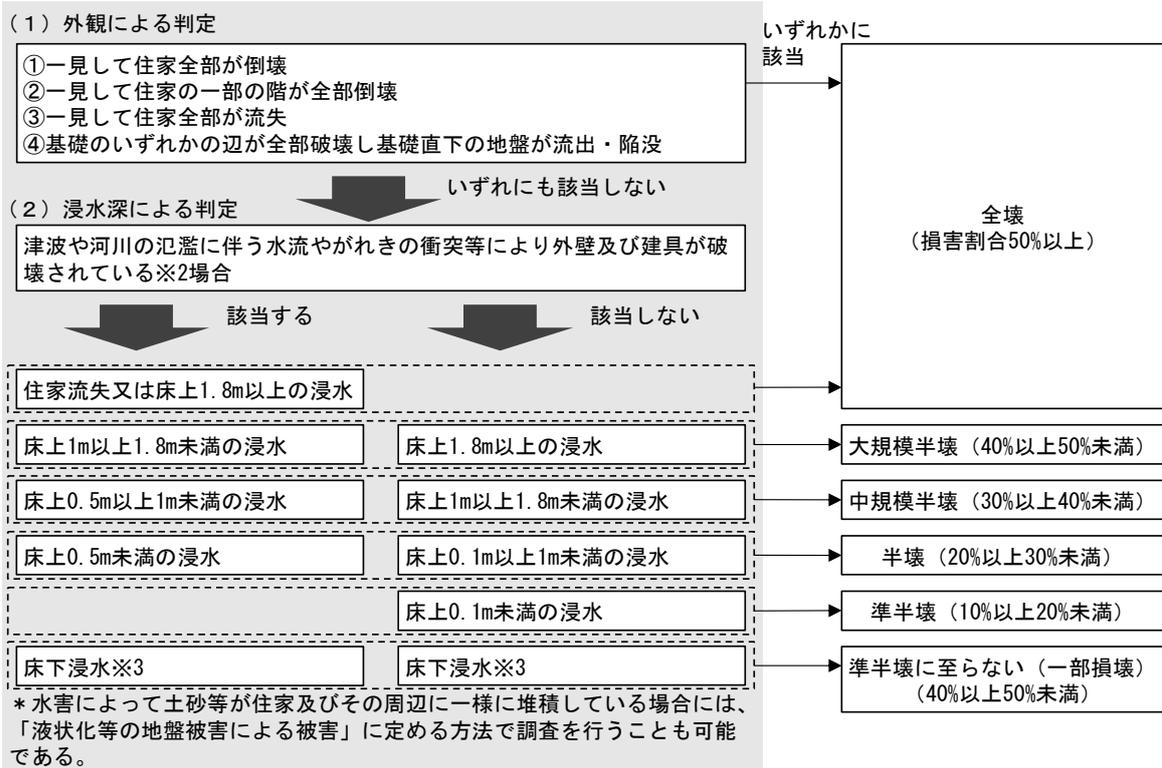
被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

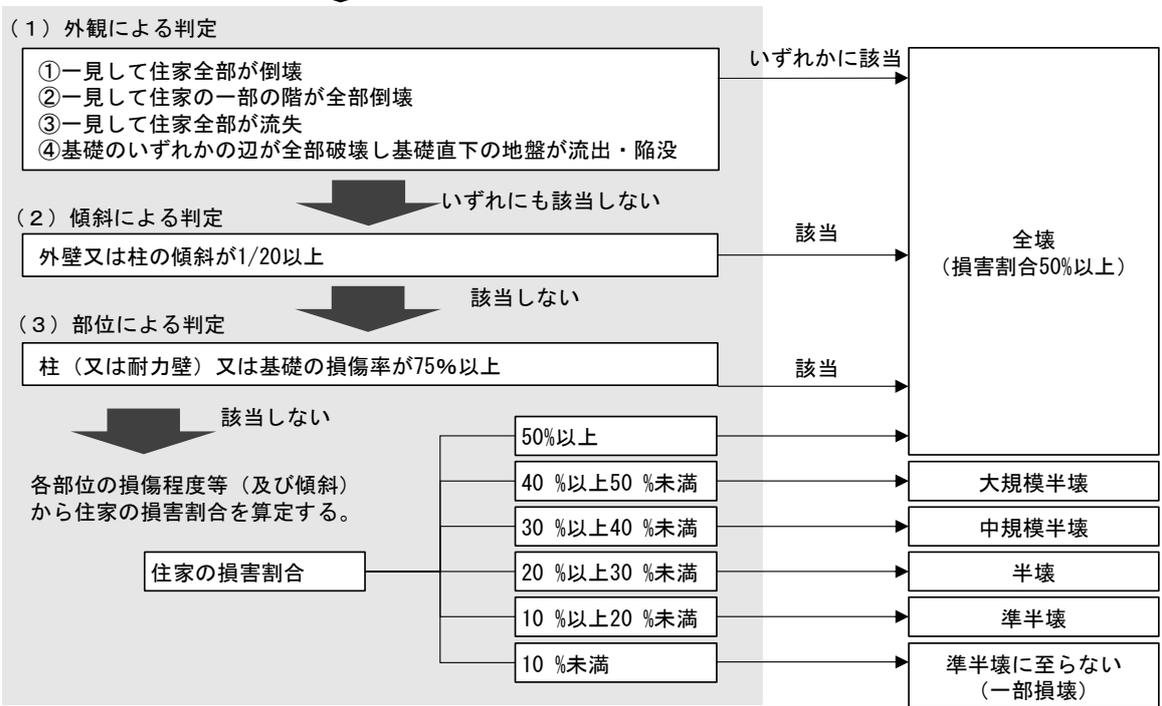
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

3 水害による被害（木造・プレハブ）※1 戸建ての1～2階建ての場合

【第1次調査】



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

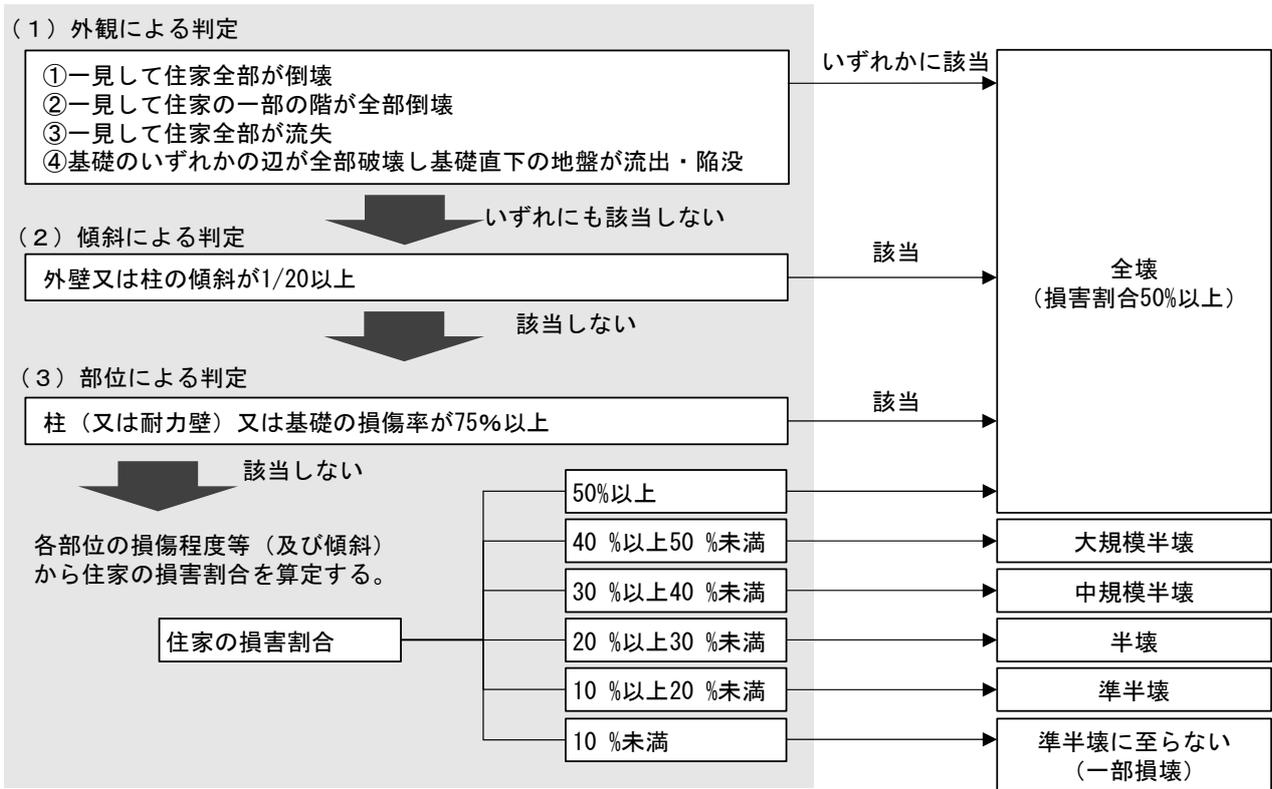
※1 傾斜を測定した場合は、その結果を調査票に記載しておくことも考えられる。

※2 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100% (程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。

※3 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

4 水害による被害（木造・プレハブ） 戸建ての1～2階建てでない場合

【調査】



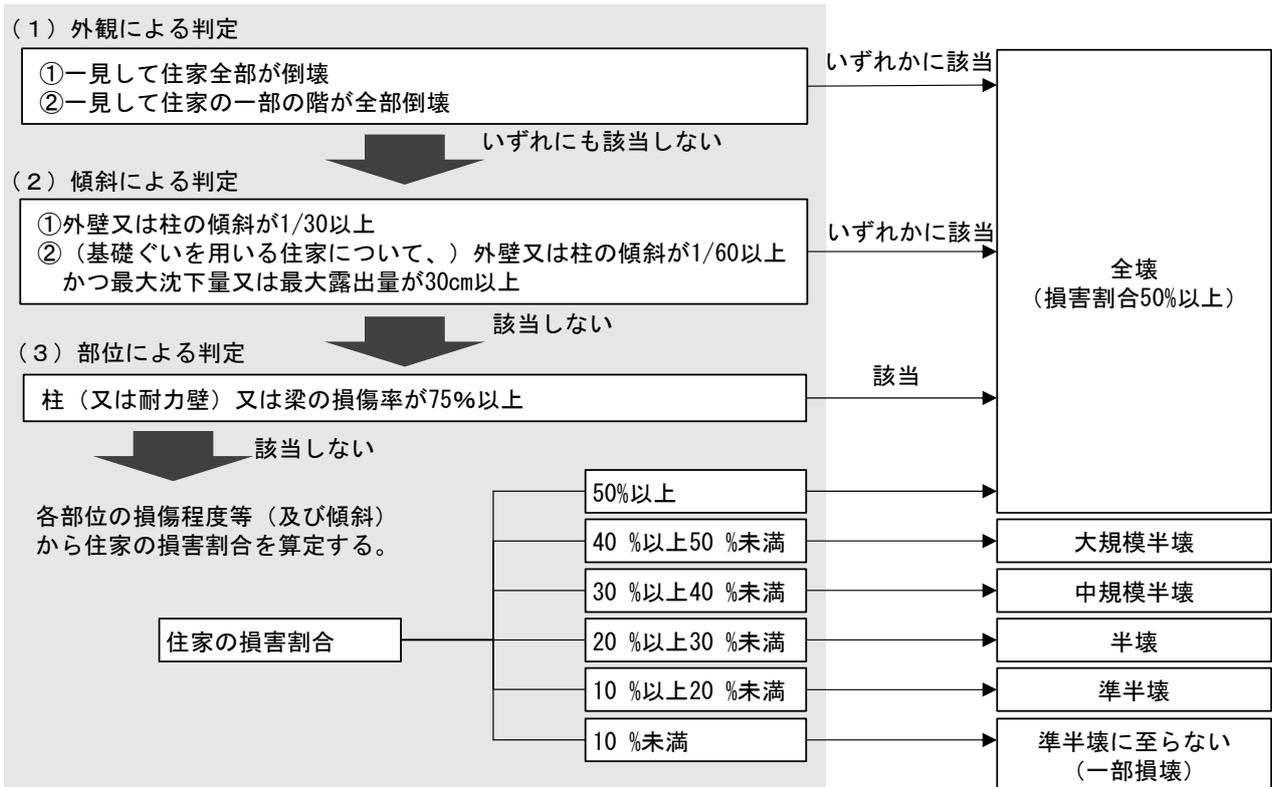
被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

5 水害による被害（非木造） 戸建ての1～2階建てでない場合

【調査】



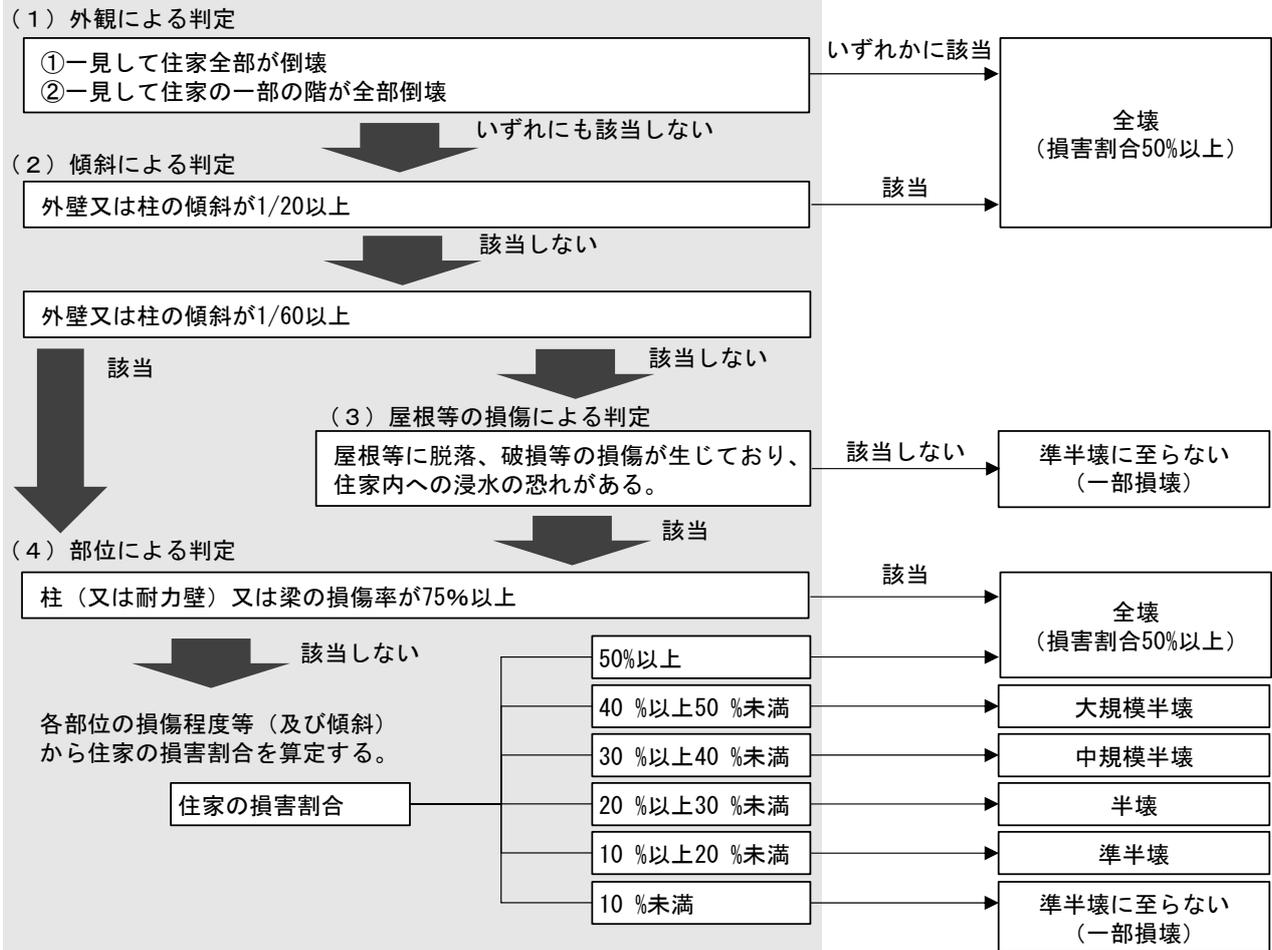
被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

6 風害による被害（木造・プレハブ）

【調査】



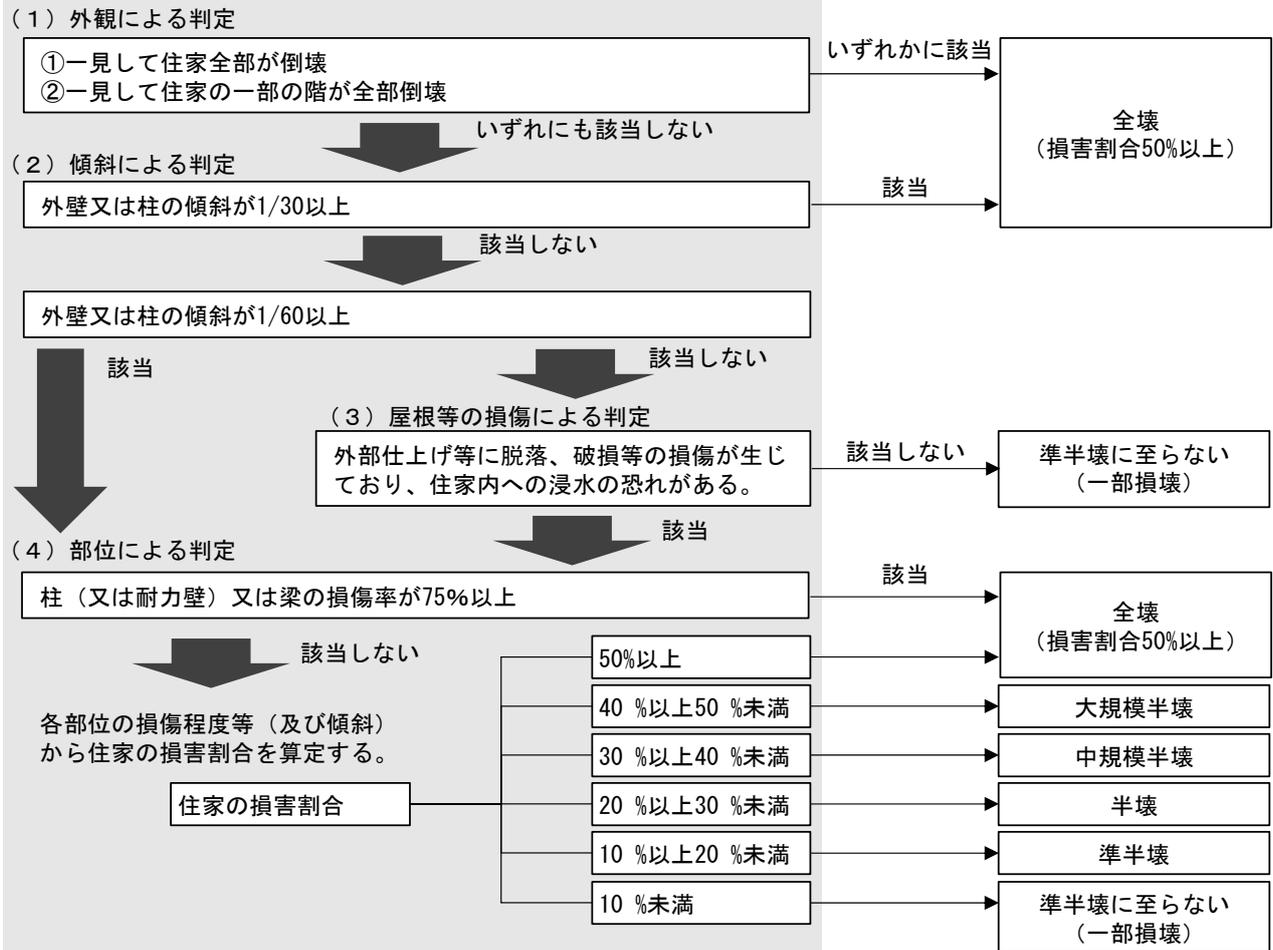
被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

7 風害による被害（非木造）

【調査】



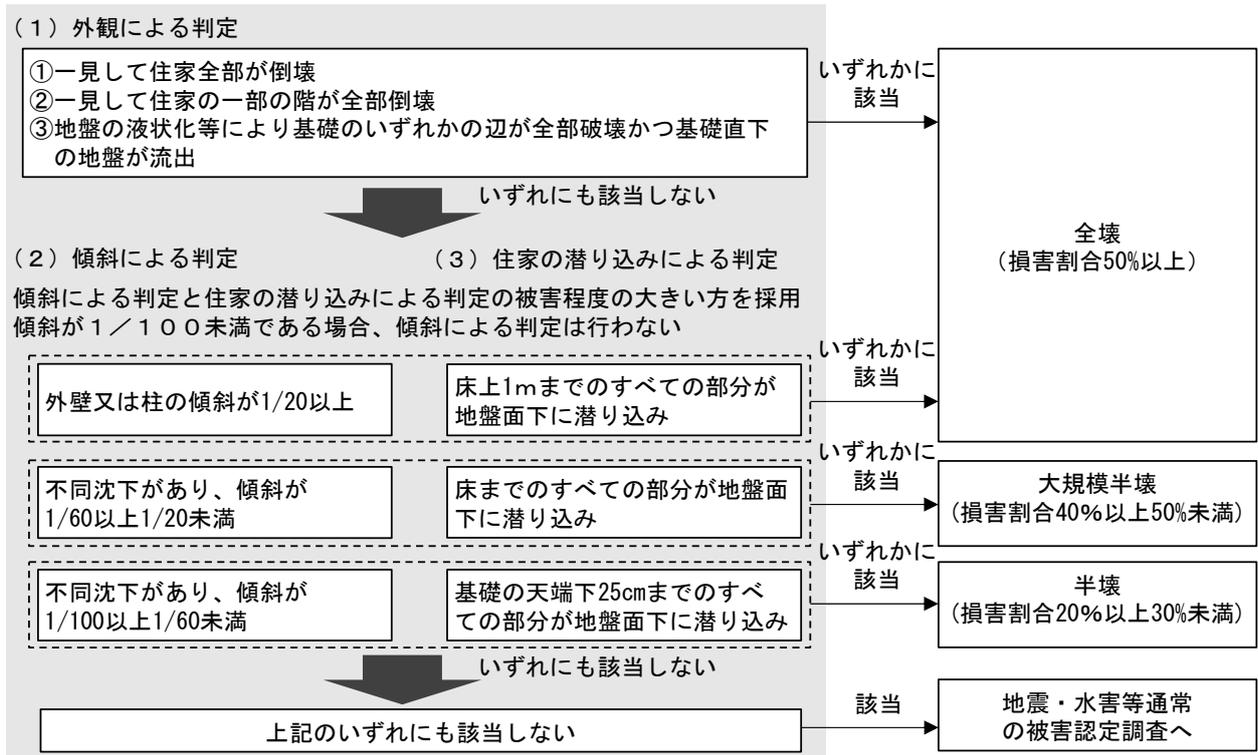
被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

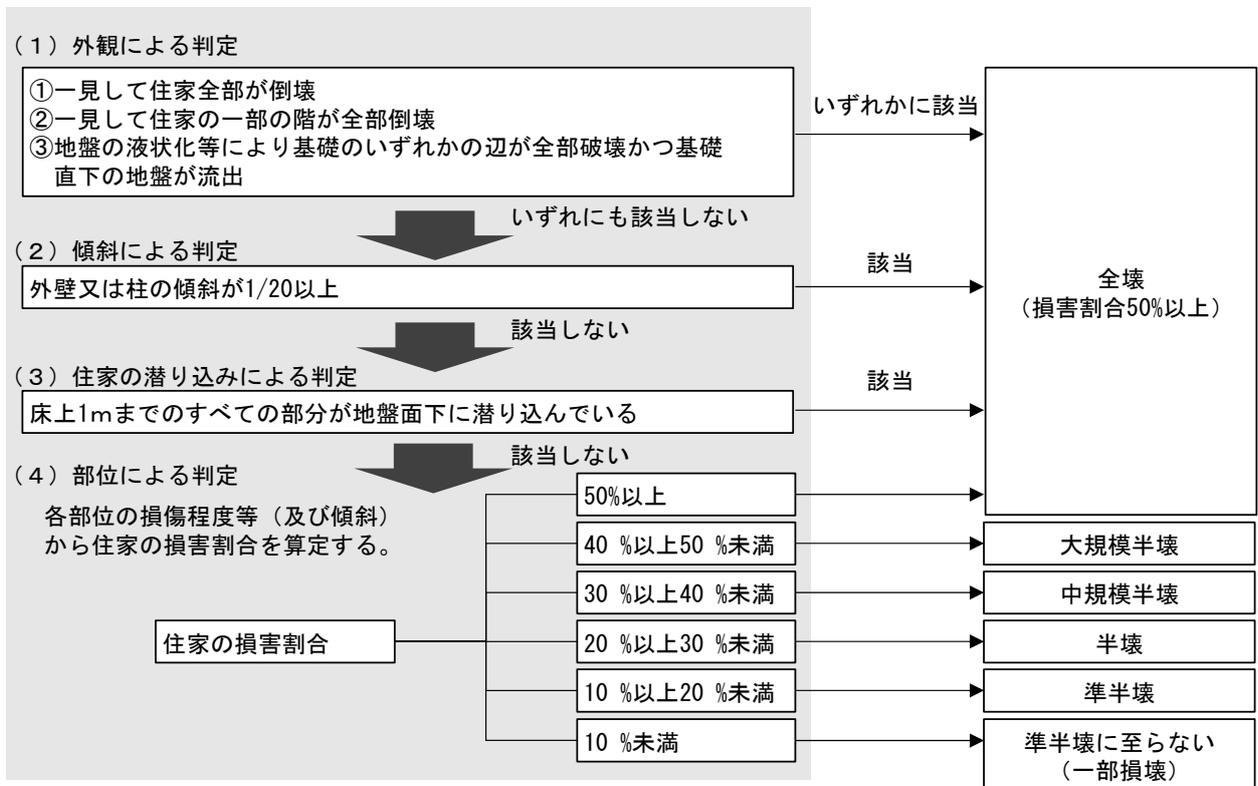
8 液状化等の地盤被害による被害

【第一次調査】



被災者から申請があった場合

【第2次調査】



被災者から再調査の依頼があった場合

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

罹災台帳様式

(整理番号第 号)

罹災場所 八千代町					番地 番 号					家屋所有者 市					番地 番 号				
罹 災 者	住所 八千代町					番地 番 号					避難場所								
		続柄	氏名	性別	生年月日	職業又は 学年別	現況				その他								
							死亡	行方不明	重傷	軽傷									
	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
9																			
10																			
罹 災 状 況	住家	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借				そ の 他 の 事 項													
	家財	<input type="checkbox"/> 壊(焼) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 間借 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自壊 <input type="checkbox"/> 流失																	
	住家等被害判定結果	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 全壊																	
調査員の意見					避難所受入	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 要 応急仮設住宅 炊き出し その他 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> 否													
罹災	年 月 日 時 分					調査の職・氏名													
調査	年 月 日 時 分					印													

(裏面)

月・日	物資交付及び援護状況	認印
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		
・		

記入上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中学校の児童、生徒の有無についてはもれなく記入すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - 「全壊、全焼、流失」とは、延床面積の70%以上が焼失、損壊、流失したもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達したものをいう。
 - 「大規模半壊」とは、延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
 - 「中規模半壊」とは、延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
 - 「半壊」とは、延床面積の20%以上30%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものをいう。
 - 「準半壊」とは、延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
 - 「床上浸水」とは、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できなかったものをいう。
- 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は、該当欄に○印を付すこと。
- 重・軽傷の区分は下記による。
 - 重傷とは1ヵ月以上の治療を要する見込みのものをいう。
 - 軽傷とは1ヵ月未満で治療できる見込みのものをいう。
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。
- 裏面には、救助の実施状況等について記入すること。
(避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・災害障害見舞金・資金(災害援護・世帯更生))

罹災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所					
世帯主市名					
世帯人員	氏名	続柄	生年月日		備考
			明・大 昭・平・令	年 月 日	
			明・大 昭・平・令	年 月 日	
			明・大 昭・平・令	年 月 日	
			明・大 昭・平・令	年 月 日	
			明・大 昭・平・令	年 月 日	
			明・大 昭・平・令	年 月 日	

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		
建物の種類	1. 住家 2. 事務所 3. 事業所 4. 倉庫 5. 工場 6. その他 ()		
事業主名	所有者名	事業所名又は建物名	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

人の災害	1. 死亡 名	2. 行方不明 名	3. 負傷 名
------	---------	-----------	---------

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

八千代町長

印

罹災証明申請書

罹災証明申請書

年 月 日

八千代町長 様

下記のとおり、罹災証明書の発行を申請します。

申請者	住所	
	氏名	印
事業所	住所	
	事業所名	

証明の種類	罹 災 証 明 書			
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通

※この欄には申請者は記入しないで下さい。

主管部課名	部				課・室	係	担当名	
摘要								
備考								
供覧	課長	補佐	係長	担当	関係部課			

義援金品領収書

義援金品領収書

No. _____

金額 ￥ _____

品名	数量	備考

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

八千代町災害対策本部長

八千代町長

印